電子契約に関するよくある質問

	買问	回答
1	電子契約はいつから利用できますか。	令和6年10月1日から利用を開始しました。 令和7年7月現在の対象案件は以下のとおりです。 ・契約政策課発注の案件のうち、予定価格が300万円超の物品購入等 ・工事契約課発注の案件のうち、一般競争入札で発注する予定価格5,000万円以上の工 事、予定価格1,000万円以上の委託 ※今後、順次対象を拡大していく予定です。 ※電子契約を予定している案件は、入札公告等にて事前周知します。
2	契約締結方式にはどのようなものがありますか。	契約締結方式は、以下2つの方式から選択してください。 ・電子契約:電子署名を付与する民間サービス「クラウドサイン」を用いて、インターネット上 で契約手続きを行います。 ・紙契約:従来どおり紙の契約書の取り交わしにより契約を行います。
3	必ず電子契約を利用しなければならないですか。	電子契約を希望されない場合は、従来どおり、紙の契約書を取り交わすことによる契約手 続きを選択することも可能です。
4	変更契約でも電子契約を利用することができますか。	利用可能です。
5	契約締結方式は後から変更できますか。	原則、変更することはできません。
6	電子契約の場合、収入印紙はとうしたらよいですか。	
7	電子契約による契約手続きを行うために事前の準備は 必要ですか。	インターネット境境(パソコン、スマートフォン等)があれば、特別な準備は不要です。
8	電子契約を利用するのに料金はかかりますか。	利用料は不要です。 ※インターネット回線を使用しますので、別途データ通信料が必要です。
9	電子契約を利用するにあたり、クラウドサインのアカウ ント登録は必要ですか。	アカウント登録をしなくても利用することができます。 ※アカウント登録をすると、合意締結証明書の発行等を行うことができます(Q18参照)。
10	クラウドサインから届いた「確認依頼」メールを削除し てしまいました。	メールの再送が可能です。契約担当課にご連絡ください。
11	クラウドサインから届いた「確認依頼」メールのURL有 効期限が切れてしまいました。	メールの再送が可能です。契約担当課にご連絡ください。
12	誤った書類のまま、クラウドサインにて書類の「同意」を してしまいました。	すぐに契約担当課にご連絡ください。
13	誤ってクラウドサインにて「却下」をしてしまいました。	すぐに契約担当課にご連絡ください。
14	電子署名をすると、電子契約書には印影(印影の画像 データ)が表示されますか。	本市と締結した電子契約書には、印影は表示されません。
15	電子契約締結後、契約書はとこからタワンロードすれ ばよいですか。	契約締結元」時に、契約当事者に電子者名か施された契約書のPDFファイルか添付された メールが送付されますので、そのPDFファイルを保存してください。 契約書ファイルが6MB以上の場合は、メールに添付されないため、メール内のURLからア クセスして契約書をダウンロードしてください。メール内のURL は 10 日間のみ有効です ので、ご注意ください。
16	電子署名が完了していることは、どのように確認する ことができますか。	電子署名パネルから確認することができます。確認方法の詳細はクラウドサインヘルプセン ターをご覧ください。 Acrobat Readerで電子署名とタイムスタンプを確認する
17	契約書のPDFを開くと「電子署名に問題があります」 と表示されます。	Adobe Readerの設定により解消できます。設定方法の詳細はクラウドサインヘルプセン ターをご覧ください。 「署名に問題があります」と表示が出る場合の設定方法(Windows)
18	「合意締結証明書」とは何ですか。	合意締結証明書とは、いつ誰がどの書類について合意をしたかということが簡単に確認で きるよう、「クラウドサイン」を運営する弁護士ドットコム株式会社名義で発行する証明書で す。発行にはクラウドサインのアカウント登録(無料)が必要です。詳細はクラウドサインのへ ルプセンターをご覧ください。 合意締結証明書を発行する